

令和7年度 在宅要介護高齢者家族手当のご案内

この手当は、日々の介護を支える方々の負担を少しでも軽くするための制度です。
該当する場合は、ぜひ申請をご検討ください。

この手当について

目的

常時介護しているご家族の経済的負担を軽減し、要介護高齢者の生活の安定と福祉の増進を図ります。

支給額

年額 30,000 円（年 1 回、3 月に支給）

支給対象

要介護高齢者を主に介護しているご家族

申請期限

令和7年12月26日（金）までに申請書をご提出ください。

対象となる要件

◎対象となる「要介護高齢者」

以下の3つの要件をすべて満たす方が対象です。

1. 年齢・居住地：65歳以上の南魚沼市民であること
2. 介護状態：要介護4以上の状態が連続して3か月以上あること（令和7年1月1日～令和7年12月31日の間）
3. 在宅期間：上記期間中、在宅で介護を受けていること
4. 非該当条件：特別障がい者手当、福祉手当の受給権がないこと

◎手当を受給できる人（申請者）

1. 南魚沼市民であること
2. 要介護高齢者と同居（していた）し、主に介護している（していた）人であること
※別住所でも介護状況等により「同居に準ずる」と認められる場合があります。ただし、市外の方は対象外です。

申請について

申請方法

申請書を以下へご提出ください。

- ・南魚沼市役所 介護高齢課 長寿いきいき係
- ・大和市民センター
- ・塩沢市民センター

※申請は、要介護高齢者１人につき１回限りです。

決定・通知

申請後、審査のうえ３月中に「決定通知書」または「却下通知書」をお送りします。

手当の支給

年１回、３月にご指定の口座へ振り込みます。

よくあるご質問（Q&A）

質問	回答
Q1 要介護高齢者が既に亡くなっていますが、申請できますか？	はい。申請時に亡くなられていても、要件を満たしていれば対象となります。
Q2 入院や短期入所があった場合、対象期間はどのようになりますか？	１か月のうち、計１５日以上在宅でなかった月は対象期間に含まれません。入退院（所）日、死亡日は在宅日に含みません。
Q3 年の途中で要介護度が変わりました。	連続して３か月以上在宅で介護を受けている期間中が要介護４以上であれば対象となります。
Q4 現在、福祉施設に入所しています。	申請時に入所していても、入所前に要件（連続３か月以上の在宅介護）を満たしていれば対象となります。
Q5 一時的に同居して介護していました。	別住所でも、介護の状況や生活実態を勘案し「同居に準ずる」と認められる場合は対象となります。ただし、市外の方は対象外です。

お問い合わせ先

南魚沼市 介護高齢課 長寿いきいき係 電話：025-773-6675

メールアドレス：choju@city.minamiuonuma.lg.jp